

# 「協働のむらづくり事業」実施要領

## 1. 目的

協働のむらづくり事業は、地域に即した特色のある農業生産基盤の整備と農業集落における生活環境の条件整備を図ることを目的とする。

## 2. 指針

協働のむらづくりは、環境に配慮した農村整備を推進し、農村の自立を促すきっかけとするために、区が自ら発意し、施設の管理者・農家・地域住民が協働して行う直接施工又は維持管理活動に対して支援する。

## 3. 施行基準

協働のむらづくりの施行基準は次の通りとする。

- (1) 受益面積がおおむね1ha以上(地形上やむを得ない地区にあつてはこの限りでない。)であること。
- (2) 受益者が2名以上いること。
- (3) 地元協力金を納めること。
- (4) 工事に必要な用地及び借地は申請者が確保すること。
- (5) 市は潰れ地等の登記事務は行わない。
- (6) 農道は新設又は改良後の幅員が原則として2.5m以上であること。
- (7) 農道の舗装は舗装幅員が原則として2m以上であること。
- (8) 中山間地域農業直接支払事業及び多面的機能支払事業を実施中の地域で、本事業の内容が集落協定書の内容と同一の場合は除く。
- (9) その他市長が特に認めたもの。

## 4. 支援基準等

協働のむらづくりのため、市は予算の範囲内で次の支援を行う。

- (1) 事業に要する建設資材の原材料は、市が支給する。
- (2) 建設重機を使用する場合は、区と協議のうえ市で使用料を支払う。
- (3) 単年度の事業費は50万円以内とする。(1地区あたり)
- (4) 市は区と協議のうえ必要と認められる場合、測量設計等の技術援助を行う。

## 5. 安全対策

施工実施区は、安全対策について全責任をもち、施工に際しては作業員全員を傷害保険に加入させなければならない。ただし、区がすでに加入している傷害保険がある場合はこの限りでない。

## 6. 地元協力金

- (1) 市が要した経費に下記地元協力金基準表の率を乗じた金額を地元協力金とする。
- (2) 市長は、天災その他やむを得ない事情があると認めたときは、協力金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

協働のむらづくり地元協力金基準表

内 容	平坦地	中間地	山間地
原材料支給・重機使用料	10分の1.5以上	10分の1以上	10分の0.5以上
農道補修碎石	10分の2以上		

※各区の平坦地、中間地、山間地の区分は飯山市土地改良事業補助金交付要綱の別表による。

## 7. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

この要領は平成17年4月1日より適用する。

この要領は平成26年4月1日より適用する。

# 「協働のむらづくり事業」施行基準

## 1. 事業内容

- (1) 複数年にわたる継続事業も可能とする。
- (2) 従来から実施している舗装用生コンクリート支給については、原則一区当たり20m<sup>3</sup>以内とする。
- (3) 市から支給する建設資材は下記のとおりとする。

ア：生コンクリート各種	オ：鉄筋各種
イ：アスファルト合材各種	カ：管材各種
ウ：砕石各種	キ：木材各種
エ：コンクリート二次製品各種	ク：その他市長が必要と認めた資材

## 2. 施行方法

- (1) 要望地区調査
  - ①事業を要望する区は「協働のむらづくり実施要望（計画）書」を提出するものとする。
  - ②工事に用地及び借地が必要な場合は地権者等の同意書を添付すること。
- (2) 地区決定  
要望（計画）書を基に市において審査の上、実施区を決定し、通知する。
- (3) 実施（施工）計画  
市の支援等により区が作成する。
- (4) 施工方法
  - ①施工は全て実施区で行うこととするが、原材料支給資材の発注は市が行う。
  - ②重機を使用する場合は、区が借り上げ、請求により市が支払いする。
  - ③支給材料の数量等の確認は、区が責任をもって行う。
- (5) 工事の完成
  - ①実施区においては、施工完了後速やかに下記書類を市へ提出しなければならない。  
ア：協働のむらづくり完成報告書  
イ：施工前、施工中、施工後の写真（必ず地元区民も写真に写ること）
  - ②市は完成報告書提出後速やかに区長等の立会いにより工事完成の確認を行う。
- (6) 事業の完了  
市が地元協力金の納入の確認をもって事業の完了とする。

## 附則

この施行基準は平成17年4月1日より適用する。